

障がい者スポーツ地域コーディネーターの設置について

1 目的

東京パラリンピックムーブメントを活用して、障がい者が地域の身近な場所で運動・スポーツに参加できる機会の拡大とスポーツを通じた共生社会づくりを強力に推進するため、地域のスポーツ団体等の相互連携の調整役を担う「地域コーディネーター」を設置する。

2 背景

《スポーツ基本法(H23)の理念等》

前文	・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利
基本理念	・スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

《スポーツ実施率【全国】》 (過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数)

	週1日以上	行っていない	備考
成人一般	40.4 %	22.6 %	H27 内閣府調査
障がい者	19.2 %	60.2 %	H27 スポーツ庁調査

※「週1日以上」は成人一般の半分以下。「行っていない」は成人一般の3倍近い。

《障がい者の参加受入に係る関係者の声》

障がい者・支援者	一般スポーツ団体	社会体育施設
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを行う場所がない ・情報が得られない ・仲間や指導者等がない ・卒業後のスポーツ活動につながる地域との結びつきがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がい者スポーツに関する知識経験がない ・過去に実績がなく不安 ・導入方法の相談相手が不在 ・どこに声をかけたらいいか 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に実績がなく不安 ・障がいを理解する職員がない ・バリアフリーでない ・障がい者スポーツ用具がない

3 地域コーディネーターの業務等

- (1) 設置人員 1名 (県障がい者スポーツ協会所属：県補助金)
- (2) 設置場所 松本市 (県体育センターを拠点に県内を巡回)
- (3) 設置期間 4年間 (2020年度まで)
- (4) 業務内容

